

養父市事業者チャレンジ 支援事業補助金



申請受付期間

令和4年 9月15日(木) ~ 9月30日(金)

補助
対象者

補助対象事業を養父市内で実施する者

※補助事業完了時点で市内に住所又は事業所を有している方が対象となります。

※事業を実施する者の規模(資本金や従業員数等)による制限はありません。

補助対
象事業

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた「新しい取り組みにチャレンジする」ことで、他の同様の課題を抱える事業者等のモデルとなるようなビジネスモデルの構築など地域の活力を創出する事業

- (事例) ·売上の向上や販路の拡大に繋がる新たな取り組み
·店舗やサービスの機能強化への新たな取り組み
·新たな業態への取り組み など

補助対象
経費

補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

- ①設備及び備品購入費②改修及び改造費③専門家相談経費

※同一の者に対する補助金の交付は、1回限りです。

※設備及び備品購入費は、単体価格が10,000円以上のものが対象となります。

汎用性があり目的外使用になり得ると判断されるものは対象となりません。

※専門家相談経費については、地域の活力を創出する事業を伴わない相談のみの場合は対象となりません。

補助率等

補助対象経費に対して1/2以内を補助※上限:250万円

※補助対象経費が1,000千円に満たない事業は対象外となります。

※消費税(地方消費税)は補助対象外です。

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

補助対象
期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

※交付決定後に事業着手することを原則としますが、すでに取り組んでいる事業(4月1日以降に契約、発注、納品・支払いを行った)についても、交付決定した分については、補助対象となります。

補助決定

受付期間終了後に審査の上、補助事業者を決定します。

その他

本補助金の活用事業は、広く周知し、地域経済の活性化を目的に市HP等で公表します。

その他条件等がございますので、詳しくは養父市ホームページ又はお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

養父市役所 商工観光課 ☎079(664)0285

養父市事業者チャレンジ支援事業補助金 【申請から補助金交付までの主な流れ】

事業者 1 補助金の交付申請

申請書類を郵送又は窓口へ提出。
補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて提出してください。

応募受付終了日:令和4年9月30日(金)まで

市 2 補助金交付の決定

事業の計画、収支予算などから審査を行い、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知します。

事業者 市 3 変更の申請

【変更申請書(様式第7号等)】の提出
事業の変更を決定された時点で、速やかに提出してください。
➡ 変更申請を審査し承認された場合変更決定通知書(様式第8号)により申請者に通知します。

事業者 3 実績報告

【実績報告書(様式第9号等)】の提出
※事業が完了した後は、速やかに提出してください。

市 4 補助金の額の確定

様式第9号等により報告を受けた事業の内容を審査し、補助金確定通知書(様式第11号)により申請者に通知します。

事業者 6 補助金の請求

【補助金の交付請求書(様式第12号)】の提出
※補助金確定通知書を受領後、速やかに提出してください。

市 7 補助金の交付

指定された金融機関の口座に振込にて交付します。

養父市事業者チャレンジ支援事業補助金について(概要)

(目的)

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい取り組みにチャレンジすることで、同種の課題を抱える事業者の参考となるなど、地域の活力創出につながる事業を実践する者に対し、250万円を上限として必要な経費を支援する。

(対象者)

市内に事業を展開する者(規模及び住所要件は問わない。)で事業完了時に養父市内に住所もしくは事業所を有するもの。

※市外の者によるチャレンジも対象とするが、事業完了時点(最終期日は令和5年2月28日)で市民もしくは市内事業者であることを要件とする。

(補助対象期間)

令和4年4月1日～令和5年2月28日までに終了する事業。

※すでに実施した事業でも上記期間内(4月1日以降)に契約、発注、納品、支払を行う事業であれば対象とする。

(補助率)

1/2 (上限: 250万円) 予算 10,000千円

※1企業(事業者)1回限りとする。

※対象経費が1,000千円に満たない事業は対象外とする。

(重複申請について)

国・県・市の補助金においてすでに対象となっている部分の費用は対象としない。

(補助対象経費)

「設備・備品等購入費」、「改修・改造費」、「専門家相談経費」、「その他市長が認める経費」

※設備・備品等購入費について

- ・1個あたり10,000円以上(一体となる附属品含む)のものを対象とする。
- ・車両・スマートフォン・パソコン等汎用性が高いものについては、当該事業にのみ使用することが明白であるものを対象とする。(目的外使用をしないということが、第三者から見ても明らかなもののみとする。)

※申請書記載内容、カタログの提出、ヒアリングの実施等により判断する。

※専門家相談経費について

単なる相談のみで事業化を伴わない場合は対象としない。

※広報宣伝、印刷製本、消耗品等については対象としない。

(広告、販路の拡大については既存の市奨励制度の活用を促す)

(補助対象となる取組事例)

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい取り組みにチャレンジすることで、同種の課題を抱える事業者にとって課題解決となるなど、地域の活力を創出する事業。

【ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい取組事例項目】

- 1 売上の向上や販路の拡大に繋がる新たな取り組み
- 2 店舗やサービスの機能強化への新たな取り組み
- 3 新たな業態への取り組み

※既存事業への取り組みを否定するものではないが、申請時点で市内において実施事例が無いことや、実施事業者にとって「新しいことにチャレンジする」ものであるなどを求める。

(事業募集について)

事業周知期間（2週間程度）を設け、その後募集を行う（2週間程度）
周知方法は市HPへ掲載、及び商工会、観光協会員への呼びかけを行う。
募集回数は1回のみとするが、予算残額によっては複数回を予定する。

(事業採択について)

先着順ではなく、別に定める審議会に諮り、交付決定の可否を判断する。
※審査会要領は別添のとおり